

令和3年8月6日付け県公報第233号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年3月1日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 測量機関  
静岡県
- 2 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 3 作業期間  
変更前 令和3年7月6日から令和4年2月28日まで  
変更後 令和3年7月6日から令和4年2月2日まで
- 4 作業地域  
三島市小沢地内